

福祉医療費と小児慢性特定疾病医療費 併用時の取り扱いについて

小児慢性特定疾病と福祉医療費の受給者証は併用できます！！

法別52公費（以下、「小慢医療費」）は、医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションを利用された際に、小児慢性特定疾病医療費受給者証の提示の負担上限額まで徴収することとなっています。

負担の上限については、「自己負担上限額管理票」で管理を行い、上限額に達した後はその月は負担金を徴収しないこととなっています。

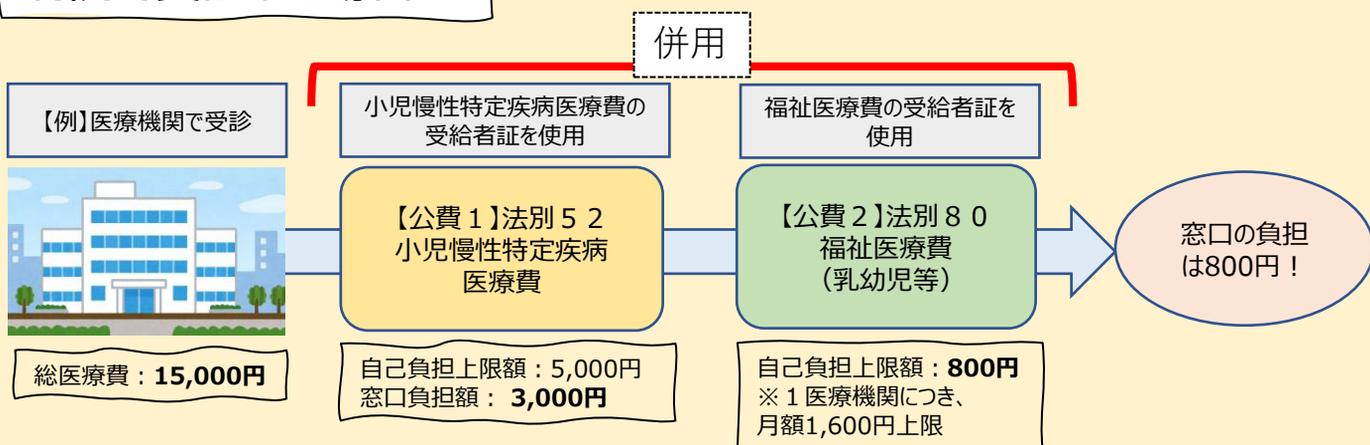
法別80公費（以下、「福祉医療費」）と小慢医療費を併用する場合、小慢医療費の負担金については、福祉医療費によって窓口では全額または一部助成されることとなりますが、「自己負担上限額管理票」には、福祉医療費による助成前の小慢医療費に係る金額を記載願います。

福祉医療費による助成前の小慢医療費に係る金額を記載いただかないと、後続の医療機関等において負担上限額まで達していないと判断され、受給者の負担が増えることとなります。

例えば

なるほどワン！

病院で受診した場合



小児慢性特定疾病医療費

平成27年1月分自己負担上限額管理票

受診者名	×× ○○	受給者番号	0 0 1 2 5 6 8		
		自己負担上限額	5,000円		
日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担の累積額 (月額)	徴収印
1月5日	○○○病院	15,000円	3,000円	3,000円	印
1月5日	××薬局	3,000円	600円	3,600円	印
1月20日	△△病院	25,000円	1,400円	5,000円	印
1月20日	▲▲薬局	10,000円			印

上記のとおり自己負担上限額に達しました。

医療費総額のみ記載し、自己負担額及び自己負担の累積額（月額）の欄は斜線を引く。

福祉医療費を併用することにより、窓口での支払いは800円となりますが、管理票には福祉医療費適用前の3,000円を記載します。